

## ○清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定に係る主な概要について

### 【公職選挙法改正の概要】

公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、町村の選挙における立候補の環境を改善することを目的に、選挙公営（公費負担）の拡大を図るもの。公職選挙法改正の概要は次のとおり。

#### 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とする。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

#### 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。また、ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

#### 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

#### 4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日（令和2年12月12日）から施行すること。

# 町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

## 地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円	<全国町村会> 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	— ↓ 供託金導入 15万円	<全国町村議会議長会> ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営 ・供託金の導入 } を要望

【本町条例制定の概要】

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙公営の拡大について条例を制定し選挙公営の対象とする。

- ① 選挙運動用自動車の使用（条例第2条～第5条、公費負担額は国と同様）
- ② 選挙運動用ビラの作成（条例6条～第8条、公費負担額は国と同様）
- ③ 選挙運動用ポスターの作成（第9条～第11条、公費負担額は町独自基準）

① 選挙運動用自動車

公費負担の対象	公費負担の限度額	
① 一般運送契約（ハイヤー等） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については一台に限る）	各日について 64,500円	①の契約と ②の契約 は、どちらか を選択
② その他の契約 ア 自動車借入契約（レンタル） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については一台に限る）	各日について 15,800円	
イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）	7,560円 × 選挙運動の日数	
ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	各日について 12,500円	

② 選挙運動用ビラ

公費負担の対象	公費負担の限度額
ビラ作成経費	作成単価（限度額7円51銭以内）に作成枚数（町議会議員選挙の上限1,600枚、町長選挙の上限5,000枚）を乗じた金額

③ 選挙運動用ポスター ※町独自基準は二重線で記載

公費負担の対象	公費負担の限度額
ポスター作成経費	作成単価（次の単価の限度額以内）に作成枚数（町議、町長選挙におけるポスター掲示場の数（41箇所×2.0））を乗じた金額 $525円06銭 \times (41 \text{箇所} \times 2.0) + 310,500円$ 作成単価（4,312円）= $\frac{\text{-----}}{(41 \text{箇所} \times 2.0)}$